

(日本語訳)

インド政府  
商工省  
産業政策促進局

統合版外国直接投資方針  
(2010年4月1日施行)

インド政府  
商工省  
産業政策促進局  
(FC セクション)

通達2010年1号

統合版外国直接投資方針（Consolidated FDI Policy）に関する件

「統合版外国直接投資方針（Consolidated FDI Policy）」を添付する。

2. 本通達は2010年4月1日に施行する。

(ゴパール・クリシュナ)  
インド政府共同次官

---

2010年3月31日付けD/o IPP F.No 5(14)/2009-FC

写しの送付先：

1. 報道情報局報道情報担当官－上記通達を広く公表するため。
2. BEセクション－産業政策促進局（DIPP）のウェブサイトに通達をアップロードするため。
3. 財務省経済局、ニューデリー
4. インド準備銀行、ムンバイ

## 目次

内容	ページ番号
<b>第1章：趣旨および目的</b>	5
1.1. 趣旨および目的	5
<b>第2章：定義</b>	8
2.1 定義	8
<b>第3章：投資の源泉、種類、適格性、条件および発行／譲渡</b>	14
3.1 インドにおける投資の源泉	14
3.2 証券の種類	15
3.3 居住事業体への外国直接投資（FDI）の適格性	17
3.4 株式の発行／譲渡に関する条件	18
3.5 証券の発行	22
<b>第4章：投資の計算、参入ルート、上限、参入条件等</b>	24
4.1 インド内国会社に対する外国投資合計（直接的な外国投資および間接的な外国投資）の計算	24
4.2 投資の参入ルート	27
4.3 投資上限	29
4.4 投資参入条件	29
4.5 参入条件以外のその他の投資条件	30
4.6 インド内国会社によるダウンストリーム・インベストメント	30
4.7 インド外国投資促進委員会（FIPB）による外国直接投資（FDI）提案の審議に関するガイドライン	32
4.8 インド外国投資促進委員会（FIPB）の構成	34
4.9 政府ルートによる事案に対する承認レベル	34
4.10 新たな承認を要しない事案	34
<b>第5章：投資ルート、投資上限および参入条件に関する方針</b>	36
5.1 インドへの投資の禁止	36
<b>農業</b>	36
5.2 農業および畜産	36
5.3 紅茶農園	37
<b>産業</b>	37
<b>鉱業</b>	37
5.4 鉱業	37
<b>製造業</b>	38
5.5 零細・小規模企業の製造に留保されている品目の製造	38
5.6 アルコール飲料の蒸留および醸造	39
5.7 葉巻およびたばこの製造事業	39

5.8	コーヒーおよびゴムの加工ならびに倉庫保管事業	39
5.9	防衛産業	39
5.10	薬剤および医薬品（組み換え技術の使用を伴うものを含む）	41
5.11	有害化学物質（シアン化水素酸およびその派生物、ホスゲンおよびその派生物、炭化水素のイソシアン酸塩およびジイソシアン酸塩）	41
5.12	産業用火薬類	41
	<b>電力</b>	41
5.13	電力	41
	<b>サービス分野</b>	41
5.14	広告および映画	41
5.15	民間航空分野	42
5.16	資産管理会社：	44
5.17	民間銀行事業	44
5.18	公的銀行事業	46
5.19	放送事業	46
5.20	ビジネスサービス業	48
5.21	商品取引所事業	48
5.22	建設および保守事業	49
5.23	タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーおよび建設・開発プロジェクトの開発	50
5.24	1898年インド郵便局法（Indian Post Office Act, 1898）の適用対象とならない荷物、小包その他の物を運ぶためのクーリエサービス事業	51
5.25	信用情報会社	57
5.26	健康および医療サービス事業	52
5.27	ホテルおよび観光関連産業	52
5.28	工業団地（工業団地の新規設立及び既存の工業団地の双方を含む）	52
5.29	保険事業	53
5.30	証券市場におけるインフラ会社事業	54
5.31	ノンバンク金融会社事業	54
5.32	石油および天然ガス分野	56
5.33	印刷出版業	56
5.34	調査および開発サービス業（基礎調査事業、および学位／免状／修業証書を授与する研究開発機関／学術機関の設置を除く）	57
5.35	民間セキュリティー会社	57
5.36	衛星設備の設置および運営事業	57
5.37	貯蔵および倉庫保管サービス業	58
5.38	電気通信事業	58
5.39	取引業	62
5.40	輸送業および輸送支援サービス業	64
	<b>第6章：送金、報告および違反</b>	65
6.1	送金および本国送金	65
6.2	外国直接投資（FDI）の報告	66
6.3	ガイドライン／命令の遵守および違反の帰結	68

罰則	68
裁定および上訴	69
調停手続	69

## 別紙

別紙-1	71
別紙-2	84
別紙-3	90
別紙-4	91
別紙-5	92
別紙-6	94
別紙-7	95
別紙-8	99
別紙-9	101